

覚 書

統 幕 参 第 3 7 号

外 領 安 第 2 号

平成28年4月14日

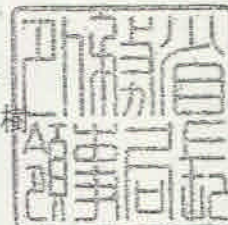
防衛省統合幕僚監部総括官

高橋 憲



外務省領事局長

能化 正樹



自衛隊法第84条の4に基づく在外邦人等の輸送について、自衛隊法の一部を改正する法律（平成27年法律第76号）の施行に伴う同条の改正を踏まえ、防衛省及び外務省はその円滑な実施のため下記のとおり確認する。

記

1 業務分担

(1) 外務省は、自衛隊の航空機（回転翼航空機を含む。以下同じ。）、船舶又は車両（借り受けて使用するものを含む。以下同じ。）による在外邦人等の輸送に関し、次に掲げる業務を速やかに行うものとする。

ア 自衛隊の航空機又は船舶の運航に係る領空通過許可、空港（回転翼航空機の離発着場所を含む。以下同じ。）使用許可、着陸許可及び寄港許可（第三国を経由する場合の同国（以下「経由国」という。）における当該許可を含む。）、自衛隊の車両の持込み及び使用許可並びに武器の携行の同意取得等必要な同意の取付け

イ 領空通過料、着陸料、岸壁使用料及び曳船使用料等の減免措置の取付け（可能な場合。経由国における当該措置の取付けを含む。）

ウ 在外邦人等の陸上輸送を行うために必要な車両（役務操縦手を含む。）の借上げ

エ 派遣先国での在外邦人等の輸送を行うために必要な通訳及び案内人の雇い上げの手配

- オ 派遣先国及び経由国における無線周波数の使用許可取得
- カ 派遣先国及び経由国における派遣される自衛隊員のための出入国・通関・検疫手続の簡略化措置の取付け
- キ 派遣先国における携行装備品の関税免除措置の取付け
- ク 派遣先国及び経由国の駐機場若しくは岸壁等における機体若しくは船体の警備の手配又は自衛隊の車両による輸送の経路において輸送を安全に実施するために必要な警備、情報提供等の便宜供与の申入れ・調整
- ケ 派遣される自衛隊員の身体及び派遣部隊の財産の不可侵、派遣される自衛隊員の派遣先国の裁判権からの免除等の特権及び免除、並びに派遣部隊及び邦人等の安全確保のために必要な措置をとる権利の取付けの申入れ・可能な範囲での調整
- コ 派遣先国及び経由国における燃料、生鮮食料品・真水（自衛隊の船舶の場合）補給契約時の支援
- サ 派遣要員及びその候補者のための旅券の発給並びに査証の取得に必要な口上書の発出
- シ 派遣先国及び経由国における、派遣される自衛隊員のための宿舍、空港又は港湾等と宿舍間の交通手段及び給食の手配
- ス 輸送対象者リストの作成、搭乗者、乗船者又は車両に乗車する者との照合及び同リストの防衛省又は派遣部隊への提供
- セ 輸送対象者の出国に係る必要な手続（出国・通関・検疫手続の支援、搭乗又は乗船手続、セキュリティチェック）、輸送対象者のための待機場所の確保及び待機場所における輸送対象者に対する接遇及び輸送対象者を派遣部隊に引き継ぐまでの誘導、案内及び支援、またこれらに係る派遣先国政府等との調整
(注：外務省・在外公館は、原則として、輸送対象である在外邦人等につき、出国に係る必要な手続を終え、輸送対象者リストを派遣部隊に提供することをもって、防衛省に引継いだものとする。ただし、陸上における国際輸送を含め、空港又は港湾以外の場所から輸送する場合など、輸送開始時までに出国に係る手続を行うことが困難である場合には、派遣部隊が輸送を開始した後から出国までの間に、外務省・在外公館が輸送対象者の出国に係る必要な手続を終えることをもって、防衛省に引継いだものとする。)
- ソ 在外公館が設定する一時集合場所等においてセに規定する業務を実施するための態勢の整備
- タ 経由国において降機又は下船する場合において、自衛隊の航空機又は船舶から待機場所、宿泊場所等への誘導、案内及び支援、出入国に係る

必要な手続及び自衛隊の航空機に搭乗又は船舶に乗船するまでの誘導、案内及び支援、またこれらに係る経由国政府等との調整等を行うこと、輸送先国（本邦を除く。）における入国に係る必要な手続の支援、輸送対象者の誘導、案内及び支援等を行うこと、並びに本邦において降機又は下船する際の使用空港及び使用スポット又は使用港湾等に係る調整、入国・通関・検疫手続及び輸送対象者の警備、プレス対応等に関する各関係当局との調整を行うこと

チ 在外邦人等からの輸送費用の徴収（徴収する場合）

ツ 必要に応じ、関係国政府等における調整や輸送対象者に対する支援等のための外務省又は在外公館職員、通訳等を同乗させること（特に、出国に係る必要な手続を一時集合場所等から空港、港湾又はその他出国に係る必要な手続を行うことができる場所へ移動した後に実施することが適当と考えられる場合の当該移動における外務省職員の同乗）

テ 派遣部隊の業務に関して、損害（人的被害、物的被害）が発生した場合の派遣先国又は経由国の政府、企業、個人等との調整

ト その他自衛隊の航空機若しくは船舶の運航又は車両の通行及びその他必要な支援業務

(2) 防衛省は、自衛隊の航空機、船舶又は車両による在外邦人等の輸送に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 在外邦人等の輸送のための自衛隊の航空機若しくは船舶の運航又は車両の通行に直接関わる業務（前号により外務省が行うこととなるものを除く。）

イ 引継ぎを受けた在外邦人等の自衛隊の航空機、船舶又は車両までの誘導、案内及び支援

(3) その他

ア 自衛隊の航空機又は船舶に搭乗又は乗船前のセキュリティーチェックについては、原則として派遣先国の空港又は港湾施設等を利用することとし、右に係る調整は外務省がこれを行う。ただし、当該空港又は港湾施設等の利用が困難な場合には、外務省は防衛省と協力してこれを実施する。その際、防衛省は必要器材を携行する。

イ 機内食、船内又は車内での食事の提供については、具体的事案ごとに自衛隊の航空機の機種、船舶の船種又は車両の車種による対応能力、必要性等を勘案し、両省間において事前に十分な調整を行った上で必要な措置を講じる。

なお、機内食及び車内での食事の調達に関しては、原則として外務省が行うこととし、右が困難な場合には、本邦において防衛省が実施する。また、船内での食事の調達に関しては、原則として該当船舶において行

うこととし、右が困難な場合は派遣先国ないし経由国において外務省が支援する。機内食、船内又は車内での食事の配布は、必要に応じ防衛省が実施する。

ウ 外務省は、輸送の実施に際して輸送対象者の救護を目的とした医師等を同乗させる必要性を判断する。自衛隊の医官等については、防衛省が搭乗、乗船又は乗車の必要性を判断する。医師等を同乗させる場合には、外務省と防衛省は相互に十分な調整を行った上で、必要な措置を講じる。

2 費用分担

(1) 防衛省は、在外邦人等の輸送のための自衛隊の航空機若しくは船舶の運航又は車両の通行に直接必要な経費について、外務省はそれ以外の経費についてそれぞれ別紙のとおり負担することを原則とする。ただし、個々の輸送において本邦、派遣先国又は経由国での物品調達又は役務調達の実情に照らした結果として、別紙の負担区分と異なる経費負担となることを妨げない。

(2) 別紙以外の経費が生じた場合には、その都度両省において調整することとする。

3 輸送の依頼に関する手続等

(1) 外務省は、平素から、在外邦人保護に係る情報（海外安全情報、一定程度の危険度が発出された国や地域の在外邦人数）を防衛省に対し提供する。

(2) 在外邦人等の輸送を実施する可能性が生じた場合には外務省は速やかに防衛省に連絡するとともに、関係在外公館からの公電等、関連情報を提供する。また、必要な場合には、防衛省の要請に応じ、在外公館による調査を行う。

(3) 外務省は、在外邦人等の輸送手段を検討するに当たっては、具体的事態における輸送の合理性、経済的効率性等を勘案する。

(4) 防衛省は、外務省から連絡があった場合、輸送手段として利用可能な自衛隊の航空機の機種、船舶の船種及び車両の車種（借り受けて使用する場合はその旨）並びに派遣先国までの所要日数見積もりを外務省に通知する。

(5) 外務省は、自衛隊の航空機、船舶又は車両による在外邦人等の輸送を実施する可能性が高くなったと判断した場合、輸送の準備の実施（自衛隊の航空機、船舶又は車両（借り受けて使用するものを除く。）の国内における移動を含む。）について防衛省と協議を行う。右の輸送の準備に係る依頼は、外務大臣から防衛大臣に対し、原則として文書により行う。

(6) 外務省は、準備行為として自衛隊の航空機、船舶又は車両（借り受けて使用するものを除く。）を国外へ移動・待機させる必要が生じたと判断した

場合には、防衛省と協議を行う。準備行為としての自衛隊の航空機、船舶又は車両（借り受けて使用するものを除く。）の国外への移動・待機に係る依頼は、外務大臣から防衛大臣に対し、原則として文書により行う。当該移動・待機に当たっては、両省は、閣議の決定の手続を行う。

- (7) 自衛隊の航空機、船舶又は車両による在外邦人等の輸送の時期、態様等の具体化に当たり、当該輸送の安全について、外務省は、在外公館等を通じて収集した派遣先国における治安・交通情報、自衛隊の航空機若しくは船舶の運航又は車両の通行に必要となる施設や機材の稼働状況、更に他国も輸送を行う場合はその実施状況等に関する情報を防衛省に提供する。防衛省は、外務省から提供された当該情報を踏まえ、自衛隊の輸送経路、輸送手段等についての検討を行う。上記の情報収集・検討等を踏まえ、両省は輸送の安全に係る意見の交換を行う。

- (8) 上記(7)の意見交換において得られた結論を踏まえ、外務省は防衛省に対し、在外邦人等の輸送の依頼を行う。右依頼は、外務大臣から防衛大臣に対し原則として文書により行う。外務大臣は、当該依頼に当たって、次の点を改めて明示する。

ア 輸送対象者の人数（氏名、年齢、国籍等についても可能な限り明示する。依頼の時点で困難な場合には、本邦及び派遣先国をそれぞれ出発するまでに1（1）スにいう輸送対象者リストを防衛省又は派遣部隊に提供することでこれに代えることとする。輸送対象者の人数に変更がある場合も同様の扱いとする。また、御遺体が含まれる場合には右に係る情報も明示する。）

イ 輸送の始点及び終点

ウ 輸送の時期及び期間

- (9) 上記(8)の依頼に対し、防衛大臣から外務大臣に対し、原則として文書により当該輸送の実施につき回答する。

4 その他

- (1) 自衛隊の航空機、船舶又は車両による在外邦人等の輸送の実施に係る閣議決定の要否について、両省は、必要に応じ協議を行うものとする。
- (2) 輸送の実施に関する必要な事項については、両省は、その都度協議を行うものとする。
- (3) 自衛隊の派遣部隊の責任者と、関係の在外公館長とは、密接に連絡をとり協力するものとする。
- (4) 第三国と協力して在外邦人等の輸送を行う場合には、外務省を中心に当該国と連携・調整しながらこれを実施する。

(別紙)

自衛隊法第84条の4に基づく在外邦人等の輸送に当たっての経費分担

項目	負担区分
1. 旅費・輸送費的な経費	
運航支援要員の旅費	防衛省
隊員の支度料、雑費	防衛省
隊員の食費	防衛省
隊員の宿泊料	防衛省
国内移動費	防衛省
機体、船体及び車体の整備費	防衛省
燃料費	防衛省（但し、業務計画上の飛行時間を超える場合又は教育訓練等に通常必要とされる経費を上回る場合には、負担区分について両省間で協議し必要な措置をとることとする。）
領空通過料、着陸料、曳船使用料、岸壁使用料	防衛省
空港・港湾等における運航支援業務にかかる経費	防衛省
機内又は船内からの通信費（電話代、FAX代、インターネット代）	外務省
在外邦人等のための機内食、船内及び車内での食事、給食用品の調達費	外務省
自衛隊の航空機への搭乗、船舶への乗船又は車両への乗車までの邦人等の輸送費	外務省
在外邦人等のための毛布や寝具類の購入・賃貸料	外務省（防衛省は、自衛隊の航空機内若しくは船内に搭載し又は陸上部隊が携行している毛布や寝具類を可能な限り活用する。）
在外邦人等のための医薬品及び衛生用品の調達費	外務省（防衛省は、自衛隊の航空機内又は船内に搭載している医薬品や衛生用品を可能な限り活用する。）
本邦以外の輸送先国での邦人等の空港又は港湾－宿舎間の輸送費	外務省

在外邦人等の陸上輸送を行うために必要な車両（役務操縦手を含む）の借上げ並びに通訳及び案内人の手配に要する経費	外務省
2. 給与・手当等の経費	
隊員の手当・賞じゅつ金、災害補償及び派遣部隊の業務に関する損害賠償	防衛省
隊員の海外旅行者保険	防衛省
3. 装備品関係の経費	
装備品の維持費（修理費等）	防衛省

（注）外務省職員が同乗する場合には、当該職員に係る費用は外務省が負担する。